

「バス特」の廃止に伴う通勤手当支給方法の見直しについて（職員課）

各バス会社のバス利用特典サービス廃止に伴い、令和3年4月以降の通勤手当の支給方法について、狛江市職員の通勤手当に関する規則第7条の規定に基づき、最も経済的かつ合理的となるよう、下記のとおり見直しを行いました。

記

1 令和3年4月以降の支給方法について（任用形態や週勤務日数により異なります。）

（1）正規職員、週5日勤務の再任用職員、週5日勤務の会計年度任用職員

① 6月定期券を販売しているバス会社を利用する場合（小田急バス、京王バス等）

→バス IC 定期券代（6月分）を4月及び10月に支給します。

IC 定期券の購入が必要となりますので、事前に準備をお願いします。

② 6月定期券を販売していないバス会社を利用する場合（神奈川中央交通等）

→1日に係る IC 運賃×21日で計算した金額を毎月支給します。

定期券の購入は必要ありません。

（2）週4日勤務の再任用職員、週4日勤務で月額報酬の会計年度任用職員

→1日に係る IC 運賃×17日で計算した金額を毎月支給します。

定期券の購入は必要ありません。

（3）日額及び時間額報酬の会計年度任用職員

→1日に係る IC 運賃×月の実勤務日数で計算した金額を翌月に支給します。

定期券の購入は必要ありません。

ただし、週5日勤務の場合は、（1）の方法で支給となります。

2 複数のバス会社が乗り入れをしている区間の IC 定期券代について

【例：調布駅南口⇄狛江市役所前】のように小田急バスと京王バスが乗り入れをしている区間については、小田急バスの IC 定期券代（6月分）の方が低廉となりますので、当該定期券代を支給します。

なお、両社のバスに乗車できる共通定期券については、いずれのバス会社の IC 定期券代よりも割高となりますので支給対象とはいたしません。15分以上待たないと定期の対象となるバスが来ない等、通勤に支障をきたす場合については、職員課へご相談ください。

※ バス特廃止に伴う通勤届の提出は不要です。